

小豆島町奨学資金貸付制度のご案内

小豆島町奨学資金貸付制度は、修学の意欲があっても経済的な理由で修学が困難な方の修学の機会を確保するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図るためのものです

対象者

次の学校に進学または在学している方

- ☆ 高等学校等（中等教育学校後期課程、高等専門学校1～3学年を含む）
- ☆ 大学等（高等専門学校4、5学年、専修学校、短期大学を含む。大学院を除く）
- ※ 通信課程は除く

貸付資格の要件

次の①～④の要件を満たす方に貸付を行います。

- ① 小豆島町に居住する方または、中学校が高等学校卒業時まで小豆島町に居住していた方
- ② 修学の意欲があり、卒業が見込める方
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められる方（裏面の所得の目安参照）
- ④ 小豆島町保健医療関係職修学資金貸付を受けていない方

貸付金額

高等学校等 …… 月額10,000円

大学等 …… 月額50,000円

○原則、年3回に分けて本人か本人の委任を受けた代理人に交付されます。

貸付期間

○貸付を開始する月から在学する学校の正規の修学期間まで

返 還

○貸付終了の翌月から据置期間（1年間）を経過した後、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内

返還の猶予及び免除

◇大学等を卒業後、小豆島町に住所を有し郡内事業所に就業するとき返還の猶予申請ができます。

◇その猶予期間が5年間を経過すれば、返還の免除ができます。

※平成29年度貸付分から、返還猶予の免除要件が改正されています。

そ の 他

◇申し込みには、連帯保証人が1名必要です。

◇連帯保証人は、保護者（父、母等）でも構いません。

◆貸付の決定は、小豆島町奨学生選考委員会に諮り、5月下旬に決定します。
申込みをすれば必ず貸付を受けられるというものではありません。

申し込み方法

◇申し込みの受付は令和8年4月1日から30日まで行います。

◇申し込み用紙は、こども教育課、池田窓口センター及び小豆島町内公民館にあります。

◇くわしいことは、教育委員会事務局 こども教育課（Tel82-7014）までお問い合わせください。

◇申し込みに係る所得の目安（主たる生計者の所得）

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

令和8年度 小豆島町奨学資金貸付スケジュール（予定）

4月1日～30日

小豆島町奨学資金貸付申込
受付

・広報、HPで周知

5月中旬

奨学生の選考・貸付決定

5月下旬

決定通知等

6月中旬

奨学金の貸付開始

必要書類
 ●貸付申込書
 ●在学証明書
 ○世帯全員の住民票
 ○主たる生計者の所得証明書
 ○町税等の完納証明書
 ※○印の書類は、町内在住者であれば省略できます。

〔小豆島町奨学生選考委員会〕

〔4月分から貸付〕

6月・10月・2月に
4か月分を指定口座
に振り込みします。

申込用紙は3月中に
こども教育課、小豆島町内公民館に設置します。